

○経済産業省告示第百十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十五条第一項及び第百四十七条の規定に基づき、電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に一重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</p> <p>1 判断の基準</p> <p><u>(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第26号に掲げる電気温水機器（以下「ヒートポンプ給湯機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値を用いて3①又は②の算定式により算出した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。</u></p> <p>表 [略]</p>	<p>電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</p> <p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第26号に掲げる電気温水機器（以下「ヒートポンプ給湯機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値を用いて3①又は②の算定式により算出した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。</u></p> <p>表 [略]</p>

(2) 製造事業者等は、目標年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重して調和平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

[新設]

<u>区分</u>					<u>基準</u> <u>エネルギー</u> <u>消費効率</u>
<u>区分</u> <u>名</u>	<u>想定</u> <u>世帯</u>	<u>貯湯</u> <u>缶数</u>	<u>貯湯容量</u>	<u>仕様</u>	
<u>A</u>	<u>少人数</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>寒冷地仕様</u> <u>以外のもの</u>	<u>3.0</u>
<u>B</u>				<u>寒冷地仕様</u>	<u>2.7</u>
<u>C</u>	<u>標準</u>	<u>一缶</u>	<u>320リットル未満</u>	<u>寒冷地仕様</u> <u>以外のもの</u>	<u>3.1</u>
<u>D</u>				<u>寒冷地仕様</u>	<u>2.7</u>
<u>E</u>			<u>320リットル以上</u> <u>550リットル未満</u>	<u>寒冷地仕様</u> <u>以外のもの</u>	<u>3.5</u>
<u>F</u>				<u>寒冷地仕様</u>	<u>2.9</u>
<u>G</u>			<u>550リットル以上</u>	<u>寒冷地仕様</u> <u>以外のもの</u>	<u>3.2</u>
<u>H</u>				<u>寒冷地仕様</u>	<u>2.7</u>

I	多缶	ニ	寒冷地仕様 以外のもの	3.0
I			寒冷地仕様	2.7

備考1 「貯湯容量」とは、J I SC9220(2018)「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。

備考2 「寒冷地仕様」とは、J I SC9220(2018)に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。

2 表示事項等

2-1 ヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（1(2)のエネルギー消費効率をいう。以下2-1において同じ。）に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名及び形名
- ロ 区分名
- ハ エネルギー消費効率
- ニ 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1)～(3) [略]
- (4) 寒冷地仕様の場合は、その旨を明記した上で、J I SC9220(2018)に規定する方法により測定した数値を用いて算定した寒冷地におけるエネルギー消費効率を表示すること。

3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、ヒートポンプを運転しているときに、循環する湯水に与える単位時間当たりの熱量と消費する電力量との比を用いることとし、ふろ保温機能の有無に応じ、次の算定式により算出するものとする。この際、1(1)のエネルギー消費効率を算出する場合には

2 表示事項等

2-1 ヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名及び形名
- ロ 区分名
- ハ エネルギー消費効率
- ニ 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1)～(3) [略]
- (4) 寒冷地仕様の場合は、その旨明記した上で、J I SC9220(2011)に規定する方法により測定した数値を用いて算定した寒冷地におけるエネルギー消費効率を表示すること。

3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、ヒートポンプを運転しているときに、循環する湯水に与える単位時間当たりの熱量と消費する電力量との比を用いることとする。ふろ保温機能を有するものについては、「年間給湯保温効率」、ふろ保温機能を有しないものについては、「年間給湯効率」

、J I S C9220(2011)に規定する方法により測定した数値を用い、1(2)のエネルギー消費効率を算出する場合には、J I S C9220(2018)に規定する方法により測定した数値を用いること。

①・② [略]

を用い、J I S C9220(2011)に規定する方法により測定した数値を用いて、年間給湯保温効率については①、年間給湯効率については②の算定式により算出するものとする。

①・② [略]

備考 表中[]の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この告示のこの規定により行わべき表示事項等は、令和四年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。